

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

B-7 歯科疾患管理料④

《令和 7 年 8 月 2 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、再診月において、「ダツリ、C」病名に対して、診療実日数が 1 日で歯科治療が終了する場合であっても、2 回目以降の歯科疾患管理料の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行ってきた患者に対して、「ダツリ、C」病名で、再診月において診療実日数が 1 日で歯科治療が終了する場合であっても、歯科疾患等の再発防止及び重症化予防のため、生活習慣の状況や口腔衛生状態等に係る口腔管理及び療養上必要な指導を行う場合がある。

B-8 歯周病患者画像活用指導料

《令和 7 年 8 月 2 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、歯周病に罹患している患者に対して歯周病検査を実施する場合において、「P」病名の歯数にかかわらず、口腔内写真 5 枚までの歯周病患者画像活用指導料の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

「P」病名の歯及び歯周組織の部位に対して、歯周病が重度で歯頸部や歯間部、遠心面や根分岐部に対するブラッシング方法を効果的に指導するために、ミラーを使って拡大撮影するなど、さまざまな方向等から撮影を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

○ 留意事項

前歯部 1 歯の「P」病名に対して、5 枚の口腔内写真の撮影に係る歯周病患者画像活用指導料の算定が傾向的にみられる場合等、診療状況が不明な場合は、必要に応じて医療機関に対して照会を行い、判断する必要がある。

【国保】

I-106 初期う蝕早期充填処置④

《令和 7 年 8 月 2 8 日新規》

○ 取扱い

原則として、う蝕歯即時充填形成を行った月の翌月以降における同一歯に対する初期う蝕早期充填処置の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

う蝕歯即時充填形成を行った後、歯の状態の変化等によって、臨床上、同一歯の他歯面に初期う蝕早期充填処置を行う場合がある。

○ 留意事項

う蝕歯即時充填形成から初期う蝕早期充填処置までの期間等診療状況が不明な場合には、必要に応じて医療機関に対して照会を行い、個々の症例により判断する必要がある。

【国保】

M-35 う蝕歯インレー修復形成③

《令和7年8月28日新規》

○ 取扱い

原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、非金属歯冠修復「レジンインレー」又は「CAD／CAMインレー」を装着する場合のう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いの根拠

歯の根面に知覚過敏が生じ、歯冠部にう蝕が生じる等の歯の状態により、同一歯に対して、知覚過敏処置を実施した後、別の日にレジンインレー又はCAD／CAMインレーを装着する必要がある、う蝕歯インレー修復形成を行う場合がある。